

富谷市民図書館等複合施設基本設計策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問・回答書（参加表明書等に関する質問）

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
1	実施要領	1	I-3(4)	6/24に参加資格等審査の回答がありますが、この時点での参加表明者数を公表していただけないでしょうか。	参加資格等審査の回答の時点で、参加表明者数を公表する予定はございません。
2	実施要領	2	II-1(5)	1級建築士事務所と2級建築士事務所による設計共同事業体は可能でしょうか？参加資格の要件は全て1級建築士事務所が満たしているとして	設計共同企業体の場合、参加資格要件II-1(1)から(5)については全社が満たしていること、(6)はいずれかの企業またはその構成員が満たしていること、(7)はいずれかの企業が満たしていることを条件とします。
3	実施要領	2	II-1(5)(6)	設計共同企業体として参加する場合、構成員の全てが(5)(6)の要件を満たしている必要がありますか、あるいは構成員の中で1社が満たしていればよろしいでしょうか。	
4	実施要領	2	II-1(6)	参加条件(6)の実績は、JVの場合は代表構成員のみが満たせばよろしいでしょうか。	
5	実施要領	2	II-1	設計共同企業体による参加の場合に、構成員が満たすべき事項は、2(1)から(5)でよろしいでしょうか。	
6	実施要領	2	II-1(6)	設計共同企業体として応募する場合、全ての構成企業が指定の実績を有している必要がありますでしょうか。	
7	実施要領	2	II-1(6)	延床1000㎡以上の複数の機能を有した公共的施設の建築設計実績に関しては「新築」のみ実績でしょうか？「大規模な模様替え」は実績と認められますか？	
8	実施要領	2	II-1(6)	参加資格要件の業務実績に関して、改修等も含めた実績と考えてよろしいでしょうか？	
9	実施要領	2	II-1(6)	「平成19年度以降に完成した図書館機能を持つ延べ面積500㎡以上の公共的施設又は延べ面積1,000㎡以上の複数の機能を有した公共的施設の建築設計業務」とは新築に加え、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更も含む、と考えてよろしいでしょうか。	
10	実施要領	2	II-1(6)	実績については「新築に限る」と考えてよろしいでしょうか。	

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
11	実施要領	2	II-1(6)	参加資格要件の業務実績に関して、公共的施設は公共性を有する民間施設（教育・文化施設や社会福祉施設等）も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施要領	2	II-1(6)	(6)実績について、「公共的施設」の定義をご教示ください。また、国又は地方公共団体による発注の要否は問わないという認識で宜しいでしょうか。	「公共的施設」は、公共性を有し多数の方が利用する施設を想定しています。 また、国又は地方公共団体による発注を要件とはしておりません。
13	実施要領	2	II-1(6)	建築設計の実績が必要な条件にある「延べ面積1,000㎡以上の複数の機能を有した公共的施設」には、民間事業であっても、複合機能を有し不特定多数が利用する施設であれば含まれる、と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施要領	2	II-1(6)	「図書館機能を持つ延べ面積500㎡以上の公共的建築」とありますが、私学の学校図書館は実績に入りますでしょうか。	図書館機能を重視している学校であれば実績に入ります。
15	実施要領	2	II-1(6)	地域開放している学校の図書館機能を含む公立小学校は実績に入りますでしょうか。	
16	実施要領	2	II-1(6)	該当する実績として車庫を併設した延べ床面積約1,000㎡以上の消防署は認められますか。なお、当該建築では施行令112条第12項の防火区画(異種用途区画)を行っています。	車庫と消防署の併設の場合、複数の機能を有した公共的施設とは認められません。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
17	実施要領	2	II-1(6)	令和4年6月末完了予定の建築設計業務を実績として、記載することは可能でしょうか。	参加資格要件II-1(6)の実績は「平成19年度以降に完成した」ことが条件ですので、竣工していることが必要です。
18	実施要領	2	II-1(6)	設計業務が完了していれば実績として記載することは可能でしょうか。	
19	実施要領	2	II-1(7)	建築意匠主任技術者を除いた建築意匠分野の担当技術者は、一級建築士の資格を有していなくても良い、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	実施要領	2	II-2(2)	(2)の条件ですが、設計共同企業体の場合は、管理技術者および建築意匠主任技術者が設計共同企業体に属していればよいということですか、あるいは代表企業となる1社に属している必要がありますか。	設計共同企業体の場合、管理技術者及び建築意匠主任技術者は設計共同企業体のいずれかの企業に所属していることを条件としています。
21	実施要領	2	II-1(7)、II-2(3)	構造、電気、機械、積算の担当者を予定している協力事務所は、他の参加企業と重複して応募することは可能でしょうか。	再委託先の協力事務所は、重複して応募することは可能です。ただし、2次審査で同一の説明員が複数の応募者のプレゼンテーションに参加することはできません。 また、設計共同企業体に属する企業は、重複して応募することはできません。
22	実施要領	2	II-2(3)	再委託先の事務所（協力事務所）が、他の参加者の再委託先の事務所として参加することは可能でしょうか。	
23	実施要領	2	II-2(3)	協力事務所に業務の一部を再委託する場合、その事務所が他の参加者の協力事務所と重複することは認められますか。	
24	実施要領	3	II-4(1) エ、オ、カ	エ～カまでの証明書は写しでもよろしいでしょうか。	写しでも可とします。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
25	実施要領	3	II-4(1)キ	富谷市入札資格受理票の写し提出ですが、入札資格を取得していない場合は提出不要と考えて良いのでしょうか？	お見込みのとおりです。
26	実施要領	3	II-4(1)キ	令和3・4年度富谷市入札参加資格の取得は、プロポーザル参加にあたり必要な条件ではない、という理解でよろしいでしょうか。	
27	実施要領	3	II-4(1)キ	「令和3・4年度富谷市入札参加資格受理票(承認書)の写し(申請を行った業者のみ)」とありますが、参加表明並びに技術提案書の提出に際して、入札参加資格申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	
28	実施要領	3	II-4(1)キ	(1)キ 令和3・4年度富谷市入札参加資格受理票の写しは、申請を行っていないものについては提出不要との認識で宜しいでしょうか。また、入札参加資格の有無は評価に影響されるでしょうか。	入札参加資格審査の承認を受けていない場合には、入札参加資格受理票の写しの提出は必要ありません。 参加申込時点での入札参加資格審査の承認の有無は、評価の対象となりません。
29	実施要領	3	II-4(1)(4)	提出書類の電子データは②添付資料、③資格審査資料とし、CD又はDVDに格納するものと考えてよろしいでしょうか。	CD又はDVDに格納して提出する必要があるのは、ア 参加表明書、イ 添付書類とし、他の提出書類は書面のみで構いません。
30	実施要領	3	II-4(5)	「郵送による場合は配達証明書付書留郵便とし、」との記載がありますが、宅急便等（配達記録の残る方法）での送付も可能でしょうか。	配達記録の残る宅急便等での送付も可能です。
31	参加表明書等様式	1	第1号	設計共同企業体で参加する場合、様式第1号の記名欄を増やし、構成員全てを記載するという理解でよろしいでしょうか。またその際、代表者を1者記載する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	参加表明書等様式	4	第2号	(備考) 1管理技術者は一級建築士であること。 とありますが、資格の写しの提出は不要でしょうか。 また、事務所の技術職員・資格とありますが、所有資格の写し等の提出は不要でしょうか。	管理技術者及び各担当主任技術者となる者の免許証などの資格を証明するものの写し等は、II-4(1)ウ 資格審査資料として提出してください。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
33	参加表明書等様式	2~5	第2号、第3号、第4号	設計共同企業体で参加する場合、様式第2号、第3号、第4号は事務所ごとに記入する、という理解でよろしいでしょうか。	設計共同企業体の場合、様式第2号は設計企業体として記入し、第3号及び第4号は企業ごとに記入してください。また、協力事務所については様式第11号に記入してください。
34	参加表明書等様式	2, 10	第2号、第9号	実施要領では管理技術者、建築意匠、構造設計、電気設備、機械設備の担当技術者を各1名ずつ配置するとありますが、様式第2号及び様式第9号には積算担当主任技術者を記載する欄があります。積算担当主任技術者の配置が必須と考えてよいでしょうか。	積算担当技術者は実施要領で必須とは定めていないため、配置しない場合には、様式第2号及び第9号は空欄でかまいません。
35	参加表明書等様式	3	第3号	「事務所の技術職員・資格」に関しまして、協力事務所の技術職員・有資格者に関しては、括弧書きで記載すればよろしいでしょうか。	本件基本設計業務に関わる協力事務所の技術者については、建築意匠担当技術者は様式第7号に、それ以外の技術者は様式第9号に記載してください。
36	参加表明書等様式	3	第3号	協力事務所の人数は（ ）内数で表現すればよろしいでしょうか。	
37	参加表明書等様式	5	第4号	施設概要欄の完了年月とは建物完成（竣工）年月と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	参加表明書等様式	5, 6, 8, 10	第4号、第5号、第7号、第9号	業務実績を記載する左記様式は記載事項が多いと思われますが2ページにまたがってもよいでしょうか。	「日本工業規格 A 4 版縦 1 枚以内」といった制限のない様式については、2ページにまたがってもかまいません。
39	参加表明書等様式	5, 6, 8	第4号、第5号、第7号	受諸歴は1建物に複数の受賞歴がある場合は、様式内に記入しきれないので別紙参照と記入して、別紙添付してよろしいでしょうか。	表の記入欄を広げたり、2ページにまたがることも可能ですので、所定の様式を用いて記入してください。
40	参加表明書等様式	8	第7号	「建築意匠担当主任技術者」とありますが、「建築意匠担当技術者」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
41	参加表明書等様式	8	第7号	「建築意匠主任技術者の実績等」について、備考欄に「建築意匠分野の担当技術者に配置される全ての者(協力者も含む)について記入すること」と記載があります。この書類は、有資格者に限らず本業務を受託した場合に意匠分野の担当となる予定の全員について、記載するという点でよろしいでしょうか。また、記載する人数の制限はありますか。	お見込みのとおりです。 記載する人数の制限はありません。
42	参加表明書等様式	8	第7号	欄が不足する場合は追加し、2ページ以上としてもよろしいでしょうか。	2ページ以上となってもかまいません。
43	参加表明書等様式	8	第7号	建築意匠担当主任技術者の業務実績等への記入内容は、1人2件以内ということですが、主任だけでなく、建築意匠担当技術者全員の記載が必要でしょうか。	建築意匠分野の担当技術者に配置される全ての者(協力者を含む)について記入してください。
44	参加表明書等様式	8	第7号	受賞歴に関しまして、記載する技術者本人の名義で受賞した作品でなくとも、担当した作品であれば、立場を明記した上で記載してもよろしいでしょうか。	業務担当範囲を明記したうえで記載することは可能ですが、相応の貢献をしたと認められるものを記載してください。
45	参加表明書等様式	8, 10	第7号、第9号	様式7・9 建築意匠担当主任技術者の業務実績等への記入内容は、前職の実績を含んでよろしいか。その場合、ウ資格審査資料を雑誌記事等によって提出は可能ですか。	前職の実績を含むことは可能ですが、担当業務範囲を明記してください。雑誌記事等を証明書類とする場合は、技術者名が記載されているものを提出してください。
46	参加表明書等様式	6, 8, 10	第5号、第7号、第9号	「業務実績についてどのような立場、役割で関わったのか明示されている書類(またはWebページ)を添付すること。」とありますが、建主に提出した書類がない場合、当該技術者が所属する会社が作成する証明書でもよろしいでしょうか。またこのことは様式9号に関しても同様に必要と考えてよろしいでしょうか。	業務実績を証する書類がない場合、テクリス登録内容確認書等のほか、所属企業の作成する書類でも可とします。 様式第9号についても実績を証する書類を提出してください。
47	参加表明書等様式	8, 10	第7号、第9号	協力事務所の建築意匠担当技術者に、建築意匠分野の部分再委託は認められますか。また再委託を行う場合について、その詳細は必要でしょうか。	建築意匠担当主任技術者は、代表企業に所属することを要件としますが、他の建築意匠担当技術者を再委託することはできません。建築意匠担当技術者の再委託を行う場合も、第7号に記載してください。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
48	参加表明書等様式	8, 10	第7号、第9号	担当技術者の実績として記載できる業務は、意匠・構造・設備いずれかの主任技術者として関わったことが証明できる業務のみに限る、という理解でよろしいでしょうか。	意匠・構造・設備いずれかの主任技術者としての実績以外でも提案者の判断において実績とすることはできますが、担当業務範囲を明記するとともに、技術者名が確認できる実績を証する資料の提出が必要となります。
49	参加表明書等様式	10	第9号	協力事務所の建築意匠担当技術者の氏名・実績・経歴を記載する場合、様式9への追記でよろしいですか。	建築意匠担当技術者は様式第7号に記載してください。
50	参加表明書等様式	10	第9号	様式第9号(1)の各技術者の実績欄が3件ずつであるのに対し、同(2)の実績欄は4件ずつとなっています。管理技術者や意匠主任技術者と同様に、いずれも3件ずつ記載するものと考えてよいでしょうか。	3件を目安として記載してください。
51	参加表明書等様式	10~13	第9号、第10号	様式第9号(2)のその他の分野の技術者の配置、及び様式第10号の分担業務分野の追加は任意であり、評価対象に含まれないと考えてよいでしょうか。	様式第9号(2)のその他の分野の技術者の配置、及び様式第10号の分担業務分野の追加は任意となっています。追加が直接の評価の対象とはなりません、それらを含めて業務の実施体制を評価します。
52	参加表明書等様式	12	第10号	分担業務分野の追加を提出する場合、審査点数の対象となるでしょうか。	
53	参加表明書等様式	12	第10号	分担業務分野の追加には、協力事務所に再委託する業務分野全てを記載する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	参加表明書等様式			備考欄は削除してよいでしょうか。	備考欄は削除しないでください。
55	参加表明書等様式			設計事務所及び複数の技術者で同一の業務実績を記載する場合、実績を証明する資料は重複して添付するのではなく、いずれかに添付すれば足りると考えてよいでしょうか。	重複して添付する必要はありませんが、技術者の担当分野、及び技術者及び各様式と実績を証する資料との対応関係を明らかにしてください。
56	評価要領			各審査項目の評価点について採点基準をご教示いただけますでしょうか。	評価要領で定めた評価点の範囲内で、審査委員が評価の視点を基に評価を行います。評価要領以外に公開可能な採点基準はございません。
57	その他			基本設計完了後、実施設計業務並びに監理業務が基本設計受託者に委託されることは想定されていますでしょうか。	実施設計業務及び監理業務の発注及び受託者選定方法については決定されていません。